

タクシー運転者の登録事務等にかかる手数料について

タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）第2条第5項に規定する指定地域においては、タクシー運転者として乗務するにあたり、予めタクシー運転者登録原簿に登録を受けることを義務付けている。

横浜地域（神奈川県内の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市の区域）においては、法第19条第1項に規定する登録実施機関として、一般財団法人神奈川タクシーセンターが同項に規定するタクシー運転者の登録事務等を行っており、各登録事務に係る手数料については、法第23条第1項に基づき国土交通大臣の認可を受けた登録事務等規程において下表のとおり規定している。

| 【手数料】 | | (単位：円) |
|----------------|-------|--------|
| 登録事務 | 手数料 | |
| 登録申請 | 1,000 | |
| 運転者証交付・再交付 | 900 | |
| 事業者乗務証交付・再交付 | 900 | |
| 運転者証訂正 | 900 | |
| 事業者乗務証訂正 | 900 | |
| 原簿の謄本の交付・閲覧 | 200 | |
| 登録運転者業務経歴証明書交付 | 200 | |

【手数料算出の考え方】

- ①登録事務等にかかる手数料で賄うべき経費を算出。
- ②各種登録事務にかかる平均所要時間、取扱件数により、総所要時間を算出。
- ③①及び②により、1分当たりの経費を算出。
- ④③に登録事務ごとにかかる平均所要時間を乗じて得た値を基に手数料を設定。

【手数料の妥当性】

直近年度(H22)実績データにより、現行手数料の妥当性を別紙のとおり検証した結果、現行手数料と近似値となった。

○経費 平成22年度 (単位：千円)

| | |
|----------|-------|
| 人件費 | 5,323 |
| 退職給与引当金 | 521 |
| 物件費 | 1,716 |
| 減価償却費 | |
| 特定資産購入支出 | |
| 雑収入 | 49 |
| 経費計 | 7,511 |

○件数 (単位：件)

| | | |
|----------------|-------|---|
| 登録申請 | 1,165 | ① |
| 運転者証交付・再交付 | 1,985 | ② |
| 事業者乗務証・再交付 | 57 | ③ |
| 運転者証訂正 | 3,995 | ④ |
| 事業者乗務証訂正 | 644 | ⑤ |
| 原簿の謄本の交付・閲覧 | 236 | ⑥ |
| 登録運転者業務経歴証明書交付 | 3 | ⑦ |

※H22年度実績

○各登録事務所要時間

各登録事務1件あたりの所要時分については、以下のとおりとした。(神奈川タクシーセンターより聴取)

- ①事務：9分
- ②、③、④、⑤事務：8分
- ⑥、⑦事務：2分

取扱見込件数と所要時分から、総所要時分を算出

$$1,165 \times 9 + (1,985 + 57 + 3,995 + 644) \times 8 + (236 + 3) \times 2 = 64,411$$

◎手数料の妥当性の検証

神奈川タクシーセンターに係る総経費を総所要時分で除し、1分あたり経費を算出。

$$1 \text{ 分あたり経費} : 7,511,000 \text{ 円} \div 64,411 \text{ 分} = 116.6 \text{ 円}$$

| | 所要時分 (A) | 1分あたり経費 (B) | (A) * (B) | 現行 手数料 |
|-------|-------------|----------------|-----------|-----------|
| ①事務 | 9 | 116.6 | 1049.4 | 1,000 |
| ②、③事務 | 8 | 116.6 | 932.8 | 900 |
| ④、⑤事務 | 8 | 116.6 | 932.8 | 900 |
| ⑥、⑦事務 | 2 | 116.6 | 233.2 | 200 |